

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和7年5月22日（木）16時00分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・ 教職員の懲戒処分について
- ・ 令和10年度全国高等学校総合体育大会の本県開催競技の開催地が決定しました

質疑事項

- ・ 教職員の懲戒処分について
- ・ 公立高校のデジタル併願制について
- ・ 教員採用試験の申込状況について
- ・ 生徒によるトラブルへの対策について

発表項目

○ 教職員の懲戒処分について

本日は2点発表させていただきます。1点目は教職員の懲戒処分についてです。本日、交通事故による減給処分、体罰による戒告処分、あわせて2件の懲戒処分を行いました。こうした教職員の行為によりまして、公教育に対する皆様の信頼を大きく損なうことになりましたこと、大変重く受けとめています。三重県教育委員会を代表しまして、深くお詫び申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。処分年月日は本日5月22日であります。処分の1件目ですけれども、県立北星高等学校教諭男性58歳を減給10分の1、1月といたしました。この者は、令和6年11月4日、この日は文化の日の振替休日だったのですが、観光のため自家用車を運転し、熊野市木本町地内の市道を走行していたところ、景色に気を取られまして前方不注意になり、道路工事のため道のセンターライン付近に立っていた交通誘導員の男性に気付くのが遅れまして、ブレーキを踏み、ハンドルを左に切ったものの間に合わず、車の右前を男性に衝突させました。その結果、男性に加療約12週間を要するL1椎体骨折等の傷害を負わせました。そしてこの事故により、運転免許停止60日の行政処分、過失運転致傷による罰金30万円の刑事処分を受けました。少し情報を補足いたしますと、被害者は50代の男性です。それから、教諭は時速40キロ程度で走行しておりまして、速度超過などの交通違反はございません。

処分の2件目にまいります。県立伊賀白鳳高等学校教諭男性32歳を戒告といたしました。この者は、令和6年10月30日、男子ハンドボール部の練習中に、オフENSEスのプレイについて指導をしていた際、指導を受けた部員が返事をする中で、うち1名の返事が小さいと感

じ、腹を立て、その1名の部員に対しまして、右足の裏で左腹部辺りを1回蹴り、左手で左上腕を掴んで1回押し、右手の平で左上腕辺りを3回押し、全治1週間の腹部打撲及び左上腕擦過傷の怪我を負わせました。これらの行為に対しまして、11月2日付けで被害届が提出されまして、令和7年4月11日に傷害により、罰金20万円の刑事処分を受けました。これも少し補足させていただきます。まずこの事案が発覚に至った経緯ですけれども、事案発生翌日に、生徒の保護者から学校に抗議の電話があったことで発覚したものです。教諭は練習終了後のミーティングで、部員全員に謝罪をしたことで、部員の理解が得られたと思い、管理職へは報告していませんでした。被害生徒ですが、事案の後も、学校は休むことなく通っています。教諭は通常に勤務をしていますが、部活動の指導には携わらせていません。それから、体罰事案において、今回のように罰金の刑事処分を受けるというのは、これが初めてのケースでございます。このため今回の処分は、このことを加重要素としてとらえまして、通例より一段階重い量定とさせていただきます。

今後の対応ですけれども、交通事故については、今回の事案の原因が脇見運転による前方不注意ですので、脇見運転の防止を啓発するリーフレットを配布しまして再発防止を図ります。体罰の方ですが、本事案の発生後に作成した研修動画がございます。これは体罰や不適切な言動の根絶を目的とした研修動画です。

これをすべての県立学校の教職員に視聴させているところです。また、「教職員向けコンプライアンス・ハンドブック」を活用したコンプライアンス・ミーティングや、児童生徒に対する体罰アンケートなどによって、体罰の根絶に向けた取組を徹底してまいります。今後とも、令和7年1月に県教育委員会が作成したリーフレット「信頼される教職員であり続けるために～不祥事の根絶に向けて～」を活用して不祥事の根絶に取り組んでまいります。

○ 令和10年度全国高等学校総合体育大会の本県開催競技の開催地が決定しました

発表項目の2点目です。令和10年度全国高等学校総合体育大会の本県開催競技の開催地についてです。最初紙に書いてないことを申し上げますが、全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイですけれども、これは平成23年度から、開催地の負担軽減を図るために、全国を9ブロックに分けてのブロック開催に移行しています。令和10年度の大会につきましては、東海ブロック4県で開催することになっています。東海ブロックでの開催は、平成30年度に三重県を中心に開催しました大会以来10年ぶりで、今回の幹事県は愛知県です。開催競技は全部で30競技ですけれども、本県ではこのうち、バスケットボール、バドミントン、相撲、弓道、自転車、ボクシングの6競技を開催することとなっております。このことは半年ほど前に、昨年10月の記者会見でもお知らせしたところです。この度、三重県開催競技にかかる開催地が決定いたしました。具体的には配付資料の(4)本県開催競技種目及び開催地のとおりです。例えばバスケットボールは津市の日硝ハイウエアーアリーナ、いわゆるサオリーナのことですけれども、ここで開催をいたします。この開催地に係る詳細が、本日の新規の発表部分となります。

発表項目に関する質疑

○ 教職員の懲戒処分について

(質) 交通事故が起きた11月4日は文化の日の振替休日ということですが、この本人自体もお休みだったということですか。

(答) そうです。私用です。

(質) 発覚の経緯というか、県教委として把握した経緯はどのような感じですか。

(答 教職員課) 当日に教頭へ事故報告をしております、翌日に校長に改めて事故報告を行っているというところです。

(質) この刑事処分の関係なのですが、津の簡易裁判所からの略式命令という形ですか。

(答) 四日市簡易裁判所からの略式命令です。

(質) 過失運転致傷というのは、つまり自動車運転処罰法違反ということになりますか。

(答) そうです。

(質) 景色に気を取られたと処分の概要には書いてありますが、これは、教諭の方がおっしゃっている説明なのですか。

(答) はい。教諭から聞いたものです。観光地で、景色に気を取られたということです。

(質) 体罰の件ですが、体罰をしたのは顧問ですか。

(答) はい。ハンドボール部の顧問です。

(質) 教諭から何かこういう理由で、体罰を行ってしまったという説明は。

(答) 指導を行っていたのですけれども、教諭が言うには、試合前で、なかなか指導が行き届かないことに焦りも感じている中で、生徒からの返事が小さいということに腹を立ててしまったということになります。

(質) この教諭が日常的に体罰を行っていたとかは。

(答) それはありません。

(質) 今回の事案が初めてで。

(答) はい。初めてです。

(質) 被害を受けた部員が何年生かの公表は難しいですか。

(答) そうですね。

(質) 教員は部活動に携わっていないということなのですが、いつから携わっていないというのは。

(答) もう発覚してから、部活動には携わらせていません。

(質) 10月30日からですか。

(答) 10月30日は発生した日で、この日は部活動をしています。31日からです。

(質) 20万の罰金ということですが、略式命令が出たのはどちらから。

(答) 伊賀簡易裁判所です。

(質) 罰金20万円ということで、通常よりも処分を重くしたと。

(答) 重くしています。

- (質) こういう罰金などの略式命令が出ない場合は、体罰は通常どういった処分が。
- (答) 大きな怪我に至っていないような、初めてのケースというのは、慎重に判断をしまして、文書訓告とすることが通例になっています。これは懲戒処分ではありません。
- (質) 文書訓告は懲戒処分ではないと。今回はどうですか。
- (答) 今回は懲戒処分です。
- (質) 怪我を負わせた生徒は1人ですか。
- (答) はい。1人です。そもそも今回の体罰を受けた生徒が1人です。
- (質) 練習場所は体育館ですか。グラウンドですか。
- (答 教職員課) 体育館です。
- (質) 体育館の中で起きたということですか。
- (答 教職員課) はい。
- (質) 発生時刻は放課後ですか。
- (答) はい。放課後です。
- (質) 戒告になった理由として、2つの理由があったと思うのですが、もう少し細かく教えていただけますか。
- (答) その判断の基準は、細かくこうだからこうということではないのですが、体罰のケースで、大きな怪我に至っていない初めてのケースというのは、多くは文書訓告ということにしている場合が多いのですが、今回は、校長への報告がなかったという点、つまり被害者から訴えるまで報告がなかったという点と、それから今回被害者が納得せずに、被害届を出され、しかも、罰金刑を与えられているということを重くとらえて、一段階重く「処分」としております。通常ですと、一度文書訓告した教員が、もう一度別の場面で再犯があったケースについては、懲戒処分としているのですけれども、1回目のケースでいきなり懲戒処分、戒告処分をしたというのはあまりないケースです。
- (質) 傷害の罰金を受けた教諭が初めてということなのですか。
- (答) 体罰によって傷害の罰金を受けた教諭は、今回は初めてです。
- (質) これは県立高校の教諭としてですか。それとも小学校も含めて。
- (答) どこまで調べきれるかということはあるのですが、調べてみましたが、県立小中を合わせても、体罰でこのようなケースはございません。
- (質) 公立と言い換えても大丈夫ですか。
- (答) そうですね。
- (質) 当日、練習が終わった後に謝罪したとのことですが、どういう流れですか。
- (答 教職員課) 練習の後、通常、部員を集めて顧問から話をするということがよくあると思うのですが、その中でこの教員は、やってはいけないことをしてしまい、申し訳なかったと部員全員に謝罪したとのこと。
- (質) それをもって一応解決と認識していたから、管理職に報告していなかったと。
- (答) そのように思っています。

- (質) 被害を受けた男子生徒は学校を休んでいないとのことですが、部活は現在も参加している。
- (答) 部活は辞めています。
- (答 教職員課) 事案の翌日に辞めたと聞いてます。
- (質) 顧問を辞めた。
- (答) 生徒がハンドボール部を辞めたということです。
- (質) これはなぜ辞めたのですか。
- (答 教職員課) 理由は把握しておりません。
- (答) おそらくは納得していないのだろうと解釈はしています。
- (質) 生徒には辞めた理由を聞いてないのですか。聞かない理由はなにか。事案の全体像を把握するうえでは、生徒から聞いたほうがいいのではないかと考えているのですが。
- (答) なぜかということですが、保護者が、今回この教員の謝罪を受け入れていません。非常に被害意識を持っておりまして、そこに大きな原因もあるのかなと考えておりまして、あえて生徒には聞いていません。保護者は被害意識を強く持っていることから、被害届も出されて、警察が対応したということになったかと思っています。
- (質) つまり、保護者さんなり生徒さんなりに尋ねるのは難しい。あまりしないほうがいいという判断ですか。
- (答) そうですね。
- (質) 教師の方が、保護者の方に謝罪されたのはいつ頃とかどういう形で。
- (答) 生徒の自宅に行って謝罪しようとしたのですが、非常に被害意識が強いもので、教頭が会いに行って、本人は車で待っていたということでした。一緒に行ったのですけれども本人は車で待ち、教頭がご家庭に行って謝罪をしたと。しかし受け入れられなかったということです。
- (質) それは、電話があった翌日の話。
- (答) 電話があった日に行っています。31日です。
- (質) 交通事故を起こした教諭と、体罰をした教諭、依願退職はありませんか。
- (答) ありません。
- (質) この教諭の体罰の中で、暴言とかそういうのはなかったのでしょうか。
- (答) ありません。
- (質) 突然蹴ったのですか。
- (答) 指導しながらですね。
- (答 教職員課) 返事が小さかったということもありますので、しっかり取り組むようにということで、正確な言葉までは把握していませんが、無言で蹴ったというわけではなく、何かしら問いかけながら行為に至っていますが、1字1句までは確認できていません。
- (質) 翌日31日に部活を辞めて、その後に保護者から学校に抗議の電話があったのですか。
- (答 教職員課) 辞めたというのが、何時に辞めたとかいうわけではなく、基本的に部活動

は放課後にありますので、放課後、部活動に参加をしなかったということで。抗議の電話があった方が先です。

(質) 足で蹴った後に手で左腕を掴んで右の手の平で3回押したというのはあまりイメージしづらいのですが具体的にどういう感じか。

(答) 左手でまず相手の左腕を掴んで、右手でもう一度そのあたりを3回押したということです。

(質) 特に生徒がそれで倒れたりとかそういうことはなかったのですか。

(答) はい。

(質) 報告がなかった。それから刑事処分も受けている。こういうことをふまえて、1つ段階を上げて処分したということですが、ただ一方で、懲戒処分の中では、戒告は最も軽いですかね。

(答) 4段階のうちで、そうです。

(質) 例えば、故意の体罰の反面で、例えば1つ目の、不注意で事故をした教諭については減給と。確かに体罰の中では1つ重いかもしれませんが、故意でやっているわけですよね。それに対して、懲戒処分の中で最も軽い判断というのはどういう理由なのか。

(答) その辺りは我々もよく議論してしまして、まず交通事故の方ですけども。交通事故で相手に怪我をさせるというのは、やはり命の危険を伴う大変危ないものでございますし、今回、人対車ということで、12週間もの怪我を負わせておりますので、減給処分ということでよいかと判断しているのですけども。一方、体罰の方の処分量定をどのあたりにするかというのは、1つあるのは、よくある免職になるような窃盗とか、大麻の所持とか、わいせつとか、もう明らかに法律を犯そうと思って、犯してもいいのだと思ってやっているケースに比べまして、この体罰というのは、生徒を指導しようとしていの中で、その加減を誤ったり、手段を少し誤ったりしてしまつて、咄嗟にやつてしまつてところがありまして、やっぱりその処分をしようとするときには、慎重に考える必要がございます。さきに申し上げた免職とか停職になるようなケースと同列に考えないほうがよいだろうというのはあって、処分基準を考えるうえでも、我々は、他県の状況とか、過去の事例とかも参考にするのですけれども、大体、初めてのケースというのは、文書訓告になっていることが多くございますので、そちらの方を基準に考えさせていただきます。体罰の処分量定をどうするかというのは、非常に難しい部分でございます。もちろん、体罰によって大きな怪我をさせたということであれば、こんな軽い処分では済まないということになるろうかと思ひます。

その他の項目に関する質疑

○ 公立高校のデジタル併願制について

(質) 公立高校のデジタル併願制について、今政府の方でも検討が進んでいると思うのですが、仮にこの制度が導入されると、複数の高校を同時に申し込むことであるとか、

あるいは点数によって自動的に高校へ割り振ることができると思うのですが、そもそも単願制そのものが見直されている状況なのかなというふうに思いますけれども、単願制についてどのように思っているかということと、デジタル併願制のメリットやデメリット、導入された方がいいと思っているのかどうかについて教えてください。

(答) その件に関しては、非常に興味を持っています。まだ方針だけが発表されていて、制度自体が不明ですので、確たることは申し上げにくいのですが、まずよい点としては、1回の受験で複数の高校に志願できるという点で、志願者には非常に魅力的に映るだろうと思っています。ただ、非常に大きな懸念が1つあります。高校の選抜制度というのは、多様な視点で生徒を選抜するということが重要だと思っております、今回のようなデジタル併願制になると、学力一辺倒の選抜になるのではないのかなという懸念がございます。例えば、今の三重県の制度ですと、スポーツ特別選抜のように、スポーツ実技による選抜のようなこともあるのですが、そういった面がもし考慮されないのならば、この多様性の時代から考えると、若干逆行した感があるかなと思っています。そういったデメリットも解消するような案で示していただけるならば、それは1つのよい改善になるのかなという気はしていますけれども、いずれにしても、これからしっかり注目していきたいと思っています。

(質) 単願制が今主流になっているということについて、単願制にもいろいろあると思うのですが、現状の課題とは。

(答) やはり生徒から見ると、複数の機会があったほうが良いということで、実は三重県も前期選抜と後期選抜で、2回受験できるようにはしております。これを1回にするかしないかという議論も結構あるのですが、昨年度にも議論をする中で、やはり2回の受験機会を設けてほしいという声もあるので、今も2回の受験としているという状況です。

(質) そこで複数の学校を希望できるということは担保しているということですか。

(答) 1回の受験で複数の学校を希望できるというのは、受験生にとっては1つのメリットかなという気はしています。ただ難しいのは、第1志望が公立、第2志望が私立、第3志望が公立というような人がいたときに、それで公立の第2志望に合格したときに、その人は多分私立に進学すると思いますし、学校にとっても読めない展開になるのではないかなと懸念しているところです。

○ 教員採用試験の申込状況について

(質) 教員採用試験の申込状況なのですが、1,983名で過去最少なのですか。

(答) 記録が残っている平成6年度以降では、最少となりました。

(質) その受けとめや、今後の対応として検討していることはありますか。

(答) やはり全国的に受験者数が減っているというのは、他県の記事などを読ませていただいて、非常に憂慮しています。教員不足と言われてはいますが、教員を志す若者を確

保していかなければ教員の質の低下も招きますし、その辺りはしっかりと取り組んでいかなければということで、やれることは何でもやろうという掛け声のもとで進めています。1つ朗報があるのは、これまでは産育休の代替を見込んで採用に上乘せしておくということができませんでしたが、今年度の採用試験から文科省が上乘せを認めてくれました。今回の募集から、来年から産育休になるだろうと見込まれる人数の一定割合を、採用予定者数に上乘せして採用するということをしておりますので、教員不足への一定の対応にはなろうかと思っています。しかし、いずれにしても受験者数を増やさなければなりませんので、働き方改革、カスタマーハラスメント対策等、受験者が非常に気にしている点について改善していかなければならないというふうに思っています。

○ 生徒によるトラブルへの対策について

(質) 昨日、広島通信制高校で、生徒が他の生徒を刃物で傷つけたという事件がありました。こうしたトラブルに対しては、予測ができないところも多々あると思うのですが、県教委として、こうしたことへの備えや対策について教えてください。

(答) 最近この5月だけで、愛知県田原市の刺殺事件といい、千葉県千葉市の事件といい、生徒によるあってはならないような殺人事件も起こっていますし、大変憂慮しています。命を大切に教育ですとか、あるいは自分の中の心のストレスをどう解消していくのかの指導ですとか、そういったところをしっかりとやっていかなければならないと思っています。学校の中ではチーム学校として多様な職種の者がしっかりとケアできるようにしなければならぬし、あるいはSOSを発信しやすいような環境づくりをしていかなければならないということで、こういったこともふまえて、しっかりと対応していきたいと思っています。

(質) 事件を受けて、対策とか何か進めていますか。

(答) 特に事件を受けてというものはありませんが、今申し上げたようなことは鋭意進めております。

(質) 参考に、これまでに似たような事件が県内で起こった事例はありますか。

(答) 三重県では、平成25年度に高校生が県内の中学生を殺害したという事件がございました。

以上、16時34分終了